

明代庶吉士制度の成立とその背景 永楽二年科庶 吉士を中心として

著者	高橋 亨
雑誌名	集刊東洋学
巻	96
ページ	63-82
発行年	2006-10-31
URL	http://hdl.handle.net/10097/00132628

明代庶吉士制度の成立とその背景

——永樂二年科庶吉士を中心として——

高橋 亨

はじめに

庶吉士制度とは、明代に始まる一種の人材育成制度である。洪武年間より明代科挙では進士のうち、上位三名すなわち第一甲については修撰・編修といった翰林院の官を授け、それ以下の第二甲・三甲に属する進士に対しては選抜を行い、結果選ばれた者に対して任官前に一定の教習期間を設ける、という制度が行われていた。その教習は読書や文章の作成といった内容を具備しており、この教習を受けることになった者たちを、『書經』に見える「庶常吉士」なる語に因んで庶吉士と号したのである。永樂二年、靖難の役後初の科挙が行われ、殿試の後多数の庶吉士が選抜された。そして、翌年正月に至り、第一甲及第者と再度の選抜を蒙った翰林院庶吉士、あわせて二十九人が文淵閣に進み教習を受けることになった。この永樂三年から始まる文淵

閣での進学こそが、以後の庶吉士教習のモデルとなったのである。その後、庶吉士選抜は必ずしも毎科行われたわけではなかったが、明末に至るまで行われ、やがて清朝に受け継がれる。

ところで、明代について言えば、当該制度のもとで教習を経験した人間が内閣への参入を果たすケースが、成化以降格段に多くなっていく。そのため、従来の研究では内閣制を前提とした上で、庶吉士制を高官養成コースと見なす理解に沿って、考察が為されてきた。庶吉士制についての研究成果として、まず挙げられるのは、天子の腹心養成という観点から該制度を考察した山本隆義氏の業績である¹⁾。また、庶吉士の任官経路については、阪倉篤秀氏が詳細な研究を行い、明代前期に関しては、庶吉士制が翰林官養成制度として機能していた実態を証している。その上で、氏は庶吉士が受けた教習は、「ひたすら国家将来の大計を論

ずる素養を身につける」ためのものであった、と位置づける。ただ、一方ではこの庶吉士教習導入の影響として、政治能力に秀でた人材育成の阻害される事態がもたらされた、という評価も行われている。

明一代を通覧すれば、結果的に庶吉士制は閹臣へ至る階梯として機能するようになっていったと見なされるため、明朝が如何にして高官たるべき人材を確保していったのか、という政治制度史研究の上で該制度に対する考究が重要な意義を有していることは疑い得ない。しかしながら、そもそも如何なる人材の育成をはかるために、上述のような教習が庶吉士に課されたのか、という問題について未だ踏み込んだ考察は為されていない。そのため、庶吉士制の位置付け自体、現状ではエリート官僚養成コースといった漠然としたものに留まっていると言えよう。

この庶吉士制度運営の実態を理解するために、まずその制度確立の縁由を分析する必要があることは言うまでもあるまい。そこで、本稿では庶吉士制に教習が導入される契機となった永楽三年から始まる文淵閣での進学に焦点をあて、明朝が当初庶吉士教習のもつで育成しようとしていた人材の実相について考察を行う。その上で、庶吉士教習の導入は単に教養の涵養を意図したものでなかつたことを証し、かかる教習の開始を如何に位置付けるべきなのか、検

討していく。

一 永楽二年科挙と庶吉士選抜

進士から庶吉士への選抜自体は洪武年間から行われていたが、該時期の実態を伝える史料は乏しく、その様相は把握し難い。また、選抜した人材に「文學」についての研鑽を積ませるといふ施策の存在自体は、すでに洪武前半期に確認し得るものの、それは国子生を対象としたものであり、そのような人材育成策が洪武年間通じて行われたと見なすべき確証はない。したがって、新進士から選抜した人材に対して任官前に、一定の教習を施すという体制が整えられたのは、永楽二年科挙にともなう庶吉士選抜からであったと見なされる。そこで、まず本章では永楽二年科挙を取り巻いていた時代状況と、文淵閣教習が開始されるまでの経過について確認しておきたい。

そもそも、永楽二年科は永楽帝即位後初の科挙であり、永楽帝は人材獲得のためその実施を重視していた。会試において多数の登第者を出すよう、わざわざ礼部に指示しており、結果永楽二年科では永楽期最多の四百七十二名が進士となる。ところで、この永楽二年科実施に際しては、戦禍による学校の荒廃が危惧された北京地域の郷試が一年延期

されるなど、靖難の役の影響が色濃く見られた¹⁰⁾。このような戦後情勢は、当然の如く銓選面にも影響を与えていた。永楽政権は二年科挙以前より、内外諸司に推挙を促すなど、政權運営にあたって必要な人材の確保を図っており、建文期に官途にあつたが黜棄されていた者たちの復活も行われ、永楽二年の会試以前に内外の官僚ポストは満たされるに至っていた¹¹⁾。かかる状況は、新進士の任官の機会を一時狭めることになり、科挙後即ちに官途に就き得た者はその一部に留まった。「明太宗實録」を観る限り、殿試直後の三月に第三甲及第者二十名が行人司行人に任用され、同年六月に同じく三甲及第者より王府官が採用され、二甲・三甲から七十名が諸司での觀政におくられた外、この科の進士は還郷させられたようである¹²⁾。

このような状況下、翰林院に配属される庶吉士の選抜が永楽二年三月から五月にかけて行われた。その経過については、『國權』にやや詳しい情報が残されており、「選翰林院庶吉士……並習文……並習書。」（永楽二年三月丁未条）、「進士……俱改庶吉士修書。」（四月甲申条）、「諸司辦事進士……俱能書、選翰林院庶吉士。」（五月辛丑条）といった記載が見られる。省略部分には選抜された人物が列記されている。多くの進士が帰郷させられる中であつて、この時翰林院に入った庶吉士たちには、ひとまず「習文」乃至「習書」

が課されることになつたのである。

それでは、永楽二年の段階では如何ほどの人間が庶吉士として選抜されたのであろうか。例えば黄佐『翰林記』は六十人が翰林院で讀書していたと伝え、その後五十人の姓名を挙げる。しかし、そこには六科での觀政にまわされた庶吉士の名も見え、『翰林記』がこれら翰林院での教習におくられていない庶吉士も区別せずに見え、提示している可能性は高い。そもそも、『國權』の各条に見える翰林院庶吉士だけでも、百十一の人名を確認し得るのである。

ところで、具体的な人数を伝えるものではないが、この時の庶吉士選抜については、胡廣『胡文穆公文集』卷十二「贈進士曾生還鄉序」に以下のような一節が見える。

聖天子登崇賢俊、弗欲勞以吏事、進士皆授庶吉士、食其祿、或令讀書、或令觀政諸司、弗署姓名。

これは前述の『國權』永楽二年五月辛丑条に名が見える、江西寧都出身の曾愼なる人物に贈られた文章である。讀書を課されたのは翰林院庶吉士であり、觀政させられていたのは六科などに配属された者たちであろう。興味深いのは、「進士は皆庶吉士を授けられた」という一節であり、この時庶吉士として選抜された進士の数が、全体では相当多数にのぼっていたことを窺わせる。事実、諸史料に当たれば、『明太宗實録』や『國權』などからは確認し得ない庶吉士の存

在も検出できる¹⁵⁾。そのため、永樂二年段階での庶吉士選抜の対象はかなり広範であつたことを想定し得るのであり、先述した永樂極初期の官僚ポストの充填状況に鑑みれば、この時点での庶吉士選抜は、科擧によつて大量に生じた任官有資格者への保障という側面も有していたのかも知れない。実際に、この段階で選抜された庶吉士たちの中には、任官までの間帰郷させられるという、結局は殿試直後に多くの進士が蒙つたことと、同様の処遇を受けた者もあつた¹⁶⁾。

以上に述べてきたように、永樂二年内には大量の庶吉士が選抜されていたが、その中からさらに資質鋭敏なる者を選出し、文淵閣において進学させるよう、翰林院学士解縉らに指示が下される。その結果科擧の翌年、永樂三年正月に至つて第一甲及第者三名と庶吉士二十五名——周忱を加えると二十六名——が選ばれ、文淵閣での教習が始められる。その時彼等に向けられた永樂帝の訓辭には、「文淵閣、古今載積所萃」(『明太宗實録』卷三十八 永樂三年正月壬子条)と見え、二十九人が研鑽に励むことになつた文淵閣とは、宮廷図書館とも言うべき場所であつたことがわかる。庶吉士たちはそこで、紙筆から第宅に至るまでを支給されるという物質的援助のもと、教習に励むことになつた。この文淵閣で行われた教習が、後の庶吉士制運営のモデルとなり、「永樂故事」などと称され、後世に継承されていくこ

とになる¹⁷⁾。なお、文淵閣教習を受けることになつた者たちの出身地を左表に示すが、そこから明らかなように、二十九人の半数以上が江西の人間であり、その中の十三名は吉安府下の出身であつた¹⁸⁾。

さて、先述したように永樂二年時の選抜にかなり多数の進士が与かつていたことを考慮すれば、選抜対象者が二十八人にしぼられたこの文淵閣での進学が、より特殊な人材の育成・確保という企図を包含したものであつたことが了解されるだろう。ここで注目しておきたいのは、帝の「爲學必造道德之微、必具體用之全。爲文必并驅班馬韓歐之間。如此立心日進不已、未有不成者。古人文學之至、豈皆天成、亦積功所至也。汝等勉之。朕不任爾以事。」(『明太宗實録』永樂三年正月壬子条)という訓諭である。教習の開始に際し庶吉士たちに対して、班固・司馬遷・韓愈・歐陽修の如き「文學」を身に付けるべきことが諭されていたのである。次章以下では、この文学とは具体的には如何なる資質を指すものであつたのか、考察を行う。その上で、この教習のもとで養成された人材の真相を明らかにしていく。

名 前	出身地	順 位
曾榮	江西（吉安府）永豐	一甲一名
周述	江西（吉安府）吉水	一甲二名
周孟簡	江西（吉安府）吉水	一甲三名
楊相	江西（吉安府）泰和	二甲一名
劉子欽	江西（吉安府）吉水	二甲十二名
彭汝器	江西（吉安府）安福	二甲八名
王英	江西（撫州府）金谿	二甲四十六名
王直	江西（吉安府）泰和	二甲四名
余鼎	江西（南康府）星子	二甲五十九名
章敏	浙江（紹興府）會稽	三甲三十二名
王訓	江西（吉安府）廬陵	二甲三名
柴廣敬	浙江（紹興府）餘姚	二甲四十四名
王道	浙江（温州府）永嘉	二甲二十六名
熊直	江西（南昌府）豐城	二甲二十五名
陳敬宗	浙江（寧波府）慈谿	三甲百六十一名
沈升	浙江（杭州府）海寧	二甲三十二名
洪順	福建（福州府）懷安	二甲七十名
章朴	浙江（台州府）寧海	二甲十七名
余學夔	江西（吉安府）泰和	二甲十四名
羅汝敬	江西（吉安府）吉水	二甲三十名
盧翰	江西（南康府）星子	二甲二十一名
湯流	江西（吉安府）泰和	二甲六十一名
李時勉	江西（吉安府）安福	三甲三十四名
段民	直隸（常州府）武進	二甲九十名
倪維哲 (23)	福建（泉州府）晉江	三甲三十九名
袁添祿 (24)	湖廣（衡州府）衡山	三甲三百三十三名
吾紳	浙江（衢州府）開化	二甲七名
楊勉	直隸（應天府）江寧	三甲三名
周忱	江西（吉安府）吉水	二甲十名

出身地の確認は『明清題名碑録索引』に依った。また、人名については、基本的に中央研究院歴史語言研究所刊行『明太宗實録』永樂三年正月壬子条にしたがう。

二 文淵閣教習の様相

(一) 文章修養ならびに書法の習熟

本章においては、文淵閣での読書や作文といった教習が、具体的には如何なる人材を確保する為に行われていたのか、検討を行つていく。

以下に引用する史料は『胡文穆公文集』巻十四「翰林庶吉士王詢謨墓表」、すなわち永樂四年九月に卒した庶吉士王詢の墓表である。

永樂元年、領鄉薦。明年、登進士第、授翰林庶吉士、編纂于闕閣。上擇二十八人、以應經宿、使悉讀四庫書、博極精奧、期至於古之人、然後已、而詢謀在選。

ここでは、彼が郷試に合格し二十八人の列に加わるまでの経緯が述べられているが、進学後は「四庫の書」の説破が課せられ、古人の如き人材へと至ることが期待されていたとある。このような読書は具体的には何を企図して励行されていたのであろうか。

まず、四庫の書についてであるが、「俾盡讀天下所未見之書」など表現こそ様々ではあるものの、文淵閣に進んだ人間について著された史料を覗けば、彼等が大量の典籍読破を課されていた事実は頻繁に見出し得る。明朝では洪武年

間より、多数の書籍が内府に収蔵されていたが、それらは經・史・子・集の伝統的な四分類に従つて整理されていた。庶吉士たちが読むことになったのも、かかる秘蔵の書物群に他ならないだろう。

このような教習は、一見すれば確かに庶吉士たちに、古典についての見識を幅広く積ませるために課されていたかのように見える。しかしながら、単なる教養の蓄積がこの教習の目的ではなかつた。以下は、王直『抑菴文後集』巻三十三「侍講余公墓誌銘」、すなわち庶吉士余學夔の墓誌銘である。

太宗皇帝稽古右文、詔選進士優等者得二十八人、以爲翰林庶吉士、俾盡讀中秘書、學古爲文辭、公與焉。

やはり、読書を課せられたという記述が見えるが、その後にかけて「古を學びて文辭を爲らしむ」とあることに注目したい。つまり、彼等が励んでいた読書は、文章作成の一環だったのである。同様の表現は他史料からも見出し得る。劉球『兩溪文集』巻二十四「翰林柴廣敬傳」には、「欲其盡讀天下書、必如古聞人之能以文名當世。」と見え、読書を通じ庶吉士たちの文章作成能力を向上させることに、教習の眼目があったことを窺わせる。また、『抑菴文後集』巻二十七「太僕寺少卿沈公墓表」には、「既而有旨、又拔其尤者二十八人、入翰林續學爲文、務追古作者、而沈公與焉。」

とあって、彼等が学問的修養を積んだ上で、古文にならつた作文に務めていたことがわかる。前章では、永楽帝の訓諭に触れ、教習の目的として文学の習練につとめるよう諭されていたことに触れたが、史料によつては文淵閣に進む際に漢から宋に至る「班馬韓柳歐蘇諸名家」が列挙されたと伝えるものも存する^{②③}。以上のことからすれば、過去の名家の文体を会得することこそが、文淵閣教習における重要課題の一だったと言えよう。

それでは、古文体を身に付けた結果として、彼等には如何なる擢用が待っていたのか。ここでは、文淵閣に入った庶吉士のうち、後に古参の翰林官として「二王」と称されることになる二人の人物、江西泰和出身の王直と金谿出身の王英に注目してみたい。彼等は文淵閣教習を経たのち、永楽五年十一月に他の庶吉士三名とともに翰林院修撰に任用されるが、それ以前の段階から特異な経歴を共有していた。内閣での執務である。

まずは王直について観ていきたい。以下は李賢『古穢集』巻十二「吏部尚書致仕贈太保諡文端王公神道碑銘」の一節である。

明年、登進士第、時太宗皇帝篤意古學、詔選進士曾榮等二十八人爲翰林庶吉士、俾讀中秘書、冀成遠大之器、公在選中、感激奮志。不數年、文辭追古作者、上以公

卓越諸士、召入内閣、凡機密之政、屬執筆焉。尋授翰林脩撰。

注目すべきは彼が、文辞の作成において古人の作に迫ること、「諸士に卓越」していたことを以つて、内閣に召されあらゆる機密に関わる文書について「執筆」を託された、という点である^{②④}。以下に述べる王英の例と比較すれば、ここに言う執筆とは清書などの作業を含む文書作成への関与を意味するのであろう。いずれにせよ、右に提示した史料より、王直が古文体の会得を主眼とした文淵閣教習の成果を優秀と認められたために、かかる抜擢を蒙ったことは明白である。王直が上述の擢任を蒙るまでの状況については、科擧の後に翰林院に選入されてから、「又後二年、直再被選拔、得從諸公後。諸公不以直爲愚、而皆辱教焉。」という経過をたどった、と彼自身が述べている(『抑菴文集』巻六「建安楊公文集序」)。この記述より、王直が内閣に出入するようになったのは、最初に庶吉士に選拔されてから二年後、すなわち永楽四年頃のことであったと認められる。つまり、文淵閣での教習を一年ほど経た後であった。なお、「建安楊公文集序」に見える諸公とは、当時入閣していた楊榮ら閣臣たちを指す。王直は内閣に出入するようになって後、彼等のもとで何らかの教示を受けていたようだが、恐らくは文書作成に関わる指導であろう。

次に王英について観ていきたい。以下に示すのは、『國朝獻徵録』卷三十六 陳敬宗撰「資善大夫南京禮部尚書諡文安王公英傳」である。

公在二十八人之中、每爲儕輩所推讓。後上以綸綍事重、以公與今冢宰王直、皆慎密可與任、並揀入秘閣、書進呈機密奏疏。

王直とともに拔擢されたと述べられているので、ここでいう「秘閣」とは内閣のことを指すと考えてよからう。さて、この史料から王英もやはり任官前に内閣で機密文書の作成に関与させられていたことを認め得るのだが、王直の場合と若干そのあり方を異にしている。彼は「進呈せんとする機密の奏疏を書す」とあることから、内閣では専ら機密文書の消書に与かったものと考えられる。そもそも王英が内閣での執務に擢された理由は、王直と同一ではなかった。「南齋先生魏文靖公摘稿」卷三「故資善大夫南京禮部尚書王公墓誌銘」には、王英が二十八人の一人に選ばれたという叙述に続けて、「未幾、又以能書入秘閣、預典機密事。」とある。ここでは、王英が内閣での機密事項の処理に預かるようになった理由として能書、つまり書写能力に優れていたと説明されている。前章で言及した「國權」では、王英の名は永樂二年三月丁未条に見えるが、その時点で彼は習書を課された庶吉士の中に含まれていた。

ここで文淵閣教習の内容を説明する史料をまた一つ提示したい。倪謙『倪文僊集』卷二十一「松岡先生文集叙」の一節である。

永樂二年、太宗文皇帝選狀元曾榮而下進士二十有八人爲庶吉士。上象二十八宿、儲養於翰林、出中秘書及古法帖、使之誦習、親臨課試、期之曰「文必如韓歐、字必如羲獻。」禮待優異、儒者榮之。

二十八人選抜の時期が永樂二年とされており、教習が行われていた場所については翰林院と記されるのみだが、記載内容から文淵閣での進学について述べられていると判断してよい。ここで注目したいのは、文淵閣教習では中秘の書籍とともに古の書家の名筆が持ち出され、教習の参考に供されていたという点である。「文章は必ず韓愈・歐陽修の文体の如くさせ、書法は必ず王羲之・王獻之の書体の如くさせよ」という言葉からは、文淵閣に入った庶吉士たちに対して作文とならんで書写能力の練磨も、二年時の「習書」より引き続き課されていたことがわかる。王英が内閣で機密に関わる奏疏の作成に携っていたのは、文淵閣教習の結果、書写技能の向上を評価されたからに他なるまい。

以上、文淵閣教習の成果によって、二王が受けた拔擢について観てきた。そこからは、二十九人が励むことになった教習とは、古文体の会得及び書写技能の習練を目指した

ものであり、その結果優秀とされた者は、内閣での文書作成に擢用されていたことが見出された。つまり、文淵閣教習とは、第一義的には内閣などで重要文書の作成などに当たり得る人員の養成を企図したものであった、と解されるのである。

明代内閣制度は、永楽帝の即位直後に解縉・黄淮・胡廣・楊榮・楊士奇・金幼孜・胡儼の七人が翰林官に抜擢され、内閣したことから始まる。当初は彼等閣臣をして機密に参与させると同時に、兩制をことごとく彼等に管掌させていた。以下は、内閣制始動期のあり様を伝える、『東里續集』卷三十六「故少師工部尚書兼謹身殿大學士贈特進光祿大夫左柱國太師諡文敏楊公墓誌銘」である。

初建内閣、簡翰林之臣七人、其中專典密務。七人者、解縉・胡廣・黄淮・胡儼・金幼孜・公及士奇也。……時四方之事方殷、七人者且夕侍左右承顧問、受旨退治職務、且兼稽古纂述之事、不虛寸晷。

ここから閣臣たちは、帝の左右にあつて顧問を務め、編纂作業にも追われ、かなり多忙な状況にあつたことがわかる。このような状況であれば、内閣にあつて文書に関わる実務に従事し得るスタッフの補充が図られるようになったのは、当然の流れであつたろう。

(二) 能書者の召募・教習

実は、重要文書の処理に携り得る実務要員の確保を期した施策は、庶吉士に対する教習のみではなかつた。すなわち、推薦に拠つた能書者の育成が、庶吉士教習と平行して行われていたのである。以下にその様子を伝える史料を引く。『東里續集』卷十六「恭題朱孔易所受勅命後」である。

臣記憶、永楽初詔求四方善書士、寫外制。又詔簡其尤善者、於翰林寫内制、且出秘府古名人法書、俾有暇益進所能。於時孔易兼工習書、駸駸希元矩度、風韻偉然傑出也。一日上御右順門、召孔易書大善殿扁、舉筆立就、深荷嘉獎、即日授中書舍人。明日有旨、凡寫内制者、皆授中書舍人、蓋善書授官、自孔易始。

ここでは永楽初年に四方より書法に秀でた者が召集されたと述べられるのみだが、他史料より、まさに庶吉士の文淵閣教習が始められた永楽三年に、地方官庁に詔を発し書に優れた人士を推挙させていたことがわかる。この時召募されたと見られる能書者として、他に江西吉水の龐叙・解禎期・許鳴鶴・浙江錢塘の蔣暉(もとの姓は朱)・直隸無錫の王紱といった人物が確認できる。右の史料より、彼等はまず外制の清書に当てられ、その中でも技能優良なる者は内制清書に与かり、やがて中書舍人に擢されたことが伺われる。

彼等が中書舎人に任用されたのは永樂十年のことであるが、^⑤それでは任官までの間、彼等能書者は如何なる状況に置かれていたのであろうか。

「恭題朱孔易所受勅命後」は、能書者がその技能向上にためさせられていた事実を伝えるが、実は彼等に対する教習も文淵閣で行われていた。『抑菴文後集』卷十一「贈蔣郎中致仕序」は、天下から書を善くする者が求められた、という記述に続けて、「關文淵閣處之、盡出法書名帖、俾增益所未至。蓋欲追古人、而過之也。」と記す。彼等能書者の教習にあつても、先に示した庶吉士たちの場合と同様、古の名筆が参考に供され、古人の書体への到達が図られていたのである。さらに、能書者教習の様相については、『抑菴文後集』卷十五「送許舎人序」に、「又徵天下能書者集館閣、盡出古人名帖使學之、期必與之並、而許君鳴鶴在焉。許君少學王右軍、俊逸不羣。由是復大進、上每以暇日閱試賞勸之、許君必占高等。」とあり、永樂帝自らが彼等に対して閲試を行い、等第をつけていたことがわかる。この事實は、時に帝が直々に進学の進捗状況を召試していた文淵閣に進んだ者たちの在り様を彷彿とさせる。^⑥このように、永樂三年から始められた能書者の確保・養成は、あたかも科擧にもなつて選定された二十九名の進学と軌を同じくするよう進められていたのである。実際に、この時文淵閣にあつ

て教習を受けていた能書者の人数も、庶吉士らと同様に二十八人がそろえられたと述べる史料が存する。^⑦ただ、人数については十人強とする史料も存し、その実数はつかみ難い。^⑧

先述の王直は、善書を以つて薦められた解縉の姪、解縉期に贈つた文章(『抑菴文後集』卷九「贈解縉期詩序」)に、「太宗文皇帝銳意文藝、詔學文者必如韓柳、學書者必如羲獻、然後已。」と叙述し、能書者選抜の後、文体を学ぶ者と書体を学ぶ者を對置させ、それぞれ古の名家のスタイルを身に付けるよう指導されていたことを伝える。能書を以つて抜擢された王英の例とあわせ考えれば、この指示は文淵閣に入つた庶吉士と能書者を對置したものと捉えるよりは、双方から成る文淵閣で進学につとめていた者たちの中で、「學文者」・「學書者」に相當する人材を對比させている、と考えたほうが妥当であらう。いずれにせよ、永樂三年より文淵閣では、科擧によつて選定された人材とならんで、全国より推擧された能書の人士の教習も行われていたのである。そして一定の教習を経た能書者が蒙つた擢任も、先に述べた二王と同様であつた。『抑菴文後集』卷十一「贈蔣郎中致仕序」は、能書者に対する文淵閣での研鑽開始について述べた後、以下のように記す。

庭暉必在甲乙之選、每蒙稱獎受賜賚。遂選入內閣、凡

制誥典册及諸密務、皆命之書。庭暉勤慎端確、未嘗有漏言、亦未嘗有矜色、先生長者莫不愛重之。

庭暉とは、この序を贈られた蔣暉の字である。文淵閣に入つた能書者に対して、永樂帝自身による閲試が行われていたことは先述したが、蔣暉はそのつど賞賛を受けていた。つまり彼は文淵閣の能書者の中であつて、技能優秀なることを認められていたのであり、その結果として内閣での制誥や機密文書の処理に与かるようになった、というのである。この経過を観ると、能書者についても、庶吉士同様に内閣にて文書処理に従事する実務要員としての任用が待つていた、と見なされるのである。

以上本章で観てきたように、永樂三年から文淵閣で始動された教習と、その結果としての抜擢に至る経過を觀た場合、庶吉士教習が、本来は文書作成に長けた実務要員を確保するために導入された施策の一環であつたことは、明白であろう。確かに文淵閣教習を経た庶吉士の中には内閣に入る者が存在したが、それはいわゆる「閣臣」といった存在ではなかつた。彼等は能書者同様、あくまで中央文書行政の最深奥部において重要文書の処理に携り得る人員として擢用されたのである。

三 文学の臣の養成

前章では、同時期に行われていた能書者への教習との比較検討から、庶吉士に対する教習は文書行政スタッフ育成策の中に位置付けられることを示した。そこで、本章では、文淵閣教習を経験した庶吉士たちの以後の経歴と、永樂年間に舉行された大編纂事業との関わりを手掛かりに、文学の臣としての彼等の位置付け、及び彼等に要められていた文学の実態について、検討してみたい。

最初の庶吉士選抜が行われた永樂二年時、二十九人が進学することになる文淵閣では大規模な編纂事業が進められていた。言うまでもなく『永樂大典』の編纂である。永樂帝は奪権直後の永樂元年七月、翰林侍読学士解縉らに類書の編纂を命じる。この類書は、翌年十一月に進呈され、『文獻大成』という名を賜るが、不備な点が多かつたらしく、より大規模なかたちでの再編纂が命じられる。結果的にその編纂作業には三年の歳月が費やされ、永樂五年十一月に進呈された重修『文獻大成』に、『永樂大典』の名が賜られた。さて、この『永樂大典』編纂に多数の人士が動員されていたことは、過去の研究より明らかであるが、その編纂作業には永樂二年に選抜された翰林院庶吉士も多く参与させられていた。彼等は「爲翰林庶吉士、預修永樂大典。寅出

西歸、恭勤職務」(『東里續集』卷三十五)「故翰林庶吉士曾君墓誌銘」、「君執筆編校、精密無缺失、由此益知名」(『抑菴文後集』卷二十五)「主事歐陽君墓表」とあるように、一日の多くを書写・校正などの作業に費やしていたようである。

ところで、後世の史料には、文淵閣で進学することになった庶吉士は、大典編纂に携わっていなかったかのように語るものが存するが、それは正確ではない。前章で引用した『胡文穆集』の「翰林庶吉士王詢謨墓表」には、王訓は翰林庶吉士を授けられ、「闕閣」での編纂に当てられてから二十八人の列に選ばれた、とあった。つまり、永樂二年時の選抜後に多数の庶吉士が大典編纂に動員され、その後二十八年の選出が行われたのである。事実、文淵閣に進む庶吉士の大典編纂への参与は認め得る上に、彼等の中には副總裁といった編纂事業における指導的ポストを与えられる者もあった。永樂期最初の大規模編纂事業である『永樂大典』纂修には、文淵閣に進むことになる者も含めて、二年科進士から選抜された庶吉士が多数参加させられていた、と考えられるのである。そもそも大典編纂にあたっては、纂修のために文学ある老儒が、繕写のために能書の内外生員が簡拔されていたのだから、同時期に習文・習書に励んでいた翰林院庶吉士もその編纂作業に従事させられることにな

ったのは、当然の成り行きであつたらう。

それでは、大典編纂終了後に彼等庶吉士たちは如何なる進路をたどることになったのか。まず、庶吉士たちの大典編纂後の初任状況について確認しておきたい。文淵閣に進み得なかつた庶吉士たちは、大典編纂完了後に、おおむね郎中・主事といった六部の属官や地方官に任じられたようである。一方、文淵閣教習を経験した者たちは、永樂五年に五名が翰林院修撰を授けられ、十三年九月に大典編纂の際に副總裁をつとめた余學夔が翰林院檢討に就いた外、多くは九年から十年にかけて刑部主事に初任官を得ていた。『古廉文集』卷十「故禮部右侍郎吾公神道碑」には「九年、以公與楊相・段民・沈升等六人爲刑部主事」とあり、同書卷十「太僕寺少卿沈公墓誌銘」には「壬辰秋、上特以刑部刑罰不清、殿召公等十有二人、皆授刑部主事」とある。そして、『文敏集』卷十一「送陳司業詩序」は、庶吉士陳敬宗が「明太祖實錄」編纂に加わつたことを記した後、「未幾、凡庶吉士皆授刑部主事」と述べており、翰林官に就き得なかつた庶吉士の多くは段階的に刑部主事を以つて官途に就けられていたことが窺われる。彼等が刑部主事に任じられ始めた永樂九年、刑科都給事中曹淵らは「獄囚淹滯」について意見を具申し、吏部尚書蹇義らが法司の官屬に人を得るべきことを上言していた。さらに、十年にはその年に行

われた科挙の結果、第二甲・第三甲の新進士が刑部・都察院での理刑にまわされ、同年四月には進士・監生から多数の監察御史任用が見られた。すなわち、永樂九年から十年にかけては、人事の刷新が法司に対して行われた可能性があり、彼らの刑部主事への初任は、敢えてこのタイミングを以って一斉に行なわれた観がなくはない。ただ、結果的に授けられた官を觀れば、一部の人間が翰林官への着任を果たした点を除いて、文淵閣に入った庶吉士とその他の庶吉士は双方とも六部属官に就けられており、初任官そのものに大きな差は無いとも言える。

しかしながら、文淵閣教習を経た庶吉士の大典編纂以降の経歴を觀ていくと、彼等が他の庶吉士とは明確に異なる経歴を有していたことを見出し得る。以下に引用するのは『南齋先生魏文靖公摘稿』巻七「朝請大夫贊治尹國子監祭酒致仕陳公墓誌銘」、文淵閣教習の経験者の一人、陳敬宗の墓誌銘である。

乃預修永樂大典、修太宗文皇帝實錄。事竣、宴于禮部、兼文綺寶鈔之賜。選爲刑部主事。未幾、召修性理・五經・四書大全。改翰林侍講、修北京志書。

彼は他の進学者と同様、永樂九年から十年の間に刑部主事に初任官を得ていたようであり、翰林侍講となったのは永樂十六年五月に至ってからである。彼の経歴において目を

引くのは、『永樂大典』以降、『明太祖實錄』・三大全・『北京志書』といった、永樂期の編纂事業に軒並み関与している点である。実は三大全などの纂修事業に動員されるといふ経歴は、陳敬宗に限らず文淵閣教習を経た人物にある程度共通している。例えば、『明太宗實錄』巻百六十八「永樂十三年九月庚戌条の、三大全纂修官に対する賜賞の記事には、なぜか陳敬宗の名は見えないが、翰林檢討余學夔・刑部主事段民・洪順・沈升・章敞・楊勉・周忱・吾紳ら、かつて教習を蒙った者たちの名を確認し得る。それでは、彼等は編纂事業において如何なる役割を果たし得ていたのか。その多くが参画していた三大全編纂から考察を試みたい。

四書・五經・性理の三大全は、永樂十二年十一月に翰林学士胡廣らにその編纂が命じられ、翌年九月に進呈された。余學夔は文学侍従の臣たる翰林官に任じられる人間であり、かかる事業への動員はある意味で当然であったかもしれない。しかし、先述のとおり、多くの文淵閣に進んだ庶吉士たちは三大全編纂の時点で、刑部の属官に就いているに過ぎなかった。そこで、彼等の墓誌銘を見ると、「復召至北京、入翰林修四書・五經・性理大全書。」（『東里續集』巻二十八「禮部左侍郎章公墓碑銘」）、「踰年、扈從赴北京、召脩四書・五經及性理大全書。」（同書巻二十七「故嘉議大夫

刑部右侍郎段君墓誌銘」といった記載が見られ、彼等が「召」された上で、三大全の編纂に与かつていたことが看取される。章徹の墓誌銘の記述からわかるように、三大全の編纂は北京で行われていた。彼等は当時執務していた官衙からわざわざ離されて北京の翰林院にて編纂事業に当てられたのである。

このように観てみると、彼等はその後の官途に関わらず、大きな編纂事業が挙行される際に動員し得る人材として、位置付けられていたことがわかる。もとより、永樂三年段階において、十年後に大典同様の大規模な編纂事業を行う意図がすでに永樂帝にあつたが故に、二十九人の教習が始められたのか否か、確かめる術はない。ただ、幾人かが翰林官への就任を果たし、大典編纂が完了した後にあつても、庶吉士たちに対しては、変らず文学についての研鑽継続が期されていたことが窺われる。以下に引くのは『古廉文集』巻九「翰林修撰彭君汝器行状」である。

五年、陞翰林修撰。六年、以母憂去官。時天子將以明年春二月巡狩北京、前期選諸廷臣扈從以行。於是召、君及家末三月而詔起、君至、賜以良馬、扈蹕而行、至北京。一日上至館閣、召秘閣諸吉士、訊以韓柳文、惟君背誦如流、上大奇之、賞賚而罷。留行在者二年、竟以疾歿於北京萬寶坊之官舍。

ここに見えるように文淵閣に進んだ彭汝器は永樂五年に翰林官に就いた五名の一人であり、引用したのはそれ以降の経歴についての叙述である。永樂帝の最初の北京巡狩は永樂七年に始まり、その年の二月には南京を離れている。この時の巡幸に扈從した者は二十九人中の一部に過ぎなかつたようだが、その間にあつても彭汝器ら庶吉士たちは時に古文についての知識を試問されていた事実が、史料中の挿話から看取される。

ここで注目したいのは、彼等に対してもとめられたのが、韓柳文の「背誦」であつたという点である。つまり、韓愈や柳宗元の文章を諳んじさせられたのであり、それをよどみ無くこなし得たので彭汝器は賞された、というのである。文淵閣で進学していた者に対する帝の試問が、書籍の内容についての記憶の程度をはかるものであつたという事例は他史料からも見出すことができる。つまり、彼等に求められていた文学の涵養とは、古の文章家の文体を広く暗記することであつた。それが前章で論じた、文書作成に与かる人材の資質として重要であつたことは言うまでもない。そして、そのような教習を経験していたがゆえに、彼等は大典以後の編纂事業にも動員され続けたのであろう。ここに紹介した彭汝器その人は、引用部分に見えるように、早くに世を去るため、後の三大全編纂などに加わることはな

かった。ただ、先述の余學夔について、『抑菴文後集』卷三十三「侍講余公墓誌銘」は「又命纂修五經・四書・性理大全、一時執筆者、亦以公爲能。蓋其燭理明存心公、故議論正而取舍定。」と伝え、文淵閣教習を経た者が、その編纂過程において果たした役割を垣間見ることが出来る。三大全は過去の思想家の諸説を整理・集成したものであるが、余學夔はその取捨選択の決定に寄与したという。このような作業であればこそ、かつて文淵閣で大量の典籍を読破し、古文の記憶にとめていた者たちが有用な存在であったことは想像に難くない。

ところで、三大全は編纂完了後、兩京の國子監及び全国の学校に配布される。このような事実を以って、三大全編纂は単なる文化事業ではなく体制教学の確立を志向した政策であったとも位置付けられている。その編纂の中心に、文淵閣で進学した者たちがいたことは上述の如くであるが、そもそも編纂事業を利用した知識人の政権への取り込みは、洪武年間よりその例が見られ、召集された名儒の中には洪武帝の顧問に与かり得た者もあった。同様の政策は建文帝の治世にあつても継承されていたが、かかる人材は永樂以前では召募乃至推薦によって抜擢されていた。したがって、国家が選抜を行った上で文学に秀でた臣僚を養成し、その結果得られた人材を以降の文教政策推進の際にも

任用していくという様相を見せた文淵閣教習は、永樂政権による新たな人材政策の傾向を示すものであったとも言える。ただ、そこで庶吉士たちに要求されていた文学とはあくまで古文の幅広い諳記であり、それが永樂庶吉士制の実相であった。かかる事実からすれば、永樂三年の文淵閣進学より整備された庶吉士教習を、一概に当初より大官たるべき素養を有する人材を育成するための施策であった、とは見なし難いのである。

おわりに

以上、文淵閣教習の実相について検討し、永樂の庶吉士制が如何なる人材の確保を期して始動していったのか、考察を行った。永樂二年時に選抜されていた多数の庶吉士のうち、特に資質優秀であった者が三年正月の文淵閣入りを果たしたのだが、そこでの教習は、時を同じくして進められていた能書者の召募・教習とともに、文書作製に秀でた人員を確保するための施策として一括し得ることは第二章で明らかにした。第一章で示したように、建文期に黜棄されていた者たちの復活が行われる中において、永樂政権がまず確実に育成し、確保しようとした人材とは、重要文書の処理に与かり得る実務要員であり、それが庶吉士教習の

当初のあり様だったのである。

第三章では、永樂期に挙行された編纂事業に文淵閣に進んだ人物が参与し続けた事実を念頭に、彼等が修養につとめていた文学の内実について考究した。国家によって、文教政策に関与し得る人材が養成されるようになった点に、庶吉士教習導入の重要な意義が存することは確かである。しかし、永樂政権が当初庶吉士たちにもとめていたものは、一概に将来の大臣たるにふさわしい資質であつたとは見なし難く、かかる事実は当該制度運営の実態を考える上で留意すべきであろう。すなわち、このように始動されていった庶吉士制が、やがて閣臣供給の母体として確立されていく過程については、永樂後半以降の制度的変遷を改めて考察しなければならぬのである。

註

- (1) 『明太祖實錄』卷百七十二 洪武十八年三月丙子条。
- (2) 明代閣臣の入閣以前の経歴に就いては、張治安「閣臣出身経歴及籍貫」(『明代政治制度研究』 聯經出版事業公司 一九九二年)に詳しい。
- (3) 林樺「明代庶吉士制及其在仕進制度中的地位」(『貴州文史叢刊』第三十六期第四号 一九九〇年)・吳仁安「明清庶吉士制度述論」(『史林』第四十八期第四号 一九九七年)など。
- (4) 山本隆義「明代に於ける庶吉士の制について」(『香川大学

学芸学部研究報告』第十二号 一九五九年 後「中国政治制度の研究」 同朋舎 一九六八年に収録。

- (5) 阪倉篤秀「成化元年における散館請願について」(『東洋史研究』四六一三 一九八七年 後「明王朝中央統治機構の研究」 汲古書院 二〇〇〇年に収録)。

- (6) 関文莞・顔広文「明代政治制度研究」第八章「明代官員職前培訓制度」(中国社会科学出版社 一九九五年)。

- (7) 楊士奇「東里文集」卷十七「前朝列大夫交趾布政司右參議解公墓碣銘」などの史料によれば、洪武二十一年の進士であつた解縉が中書庶吉士に選抜されて後、日々洪武帝の左右に侍していたことを知り得る。ところで、洪武十八年の進士である徐旭なる人物について、梁潛「泊菴集」卷十二「徐孟昭傳」に、「年三十一、登洪武乙丑科進士第、行浙江道監察御史。入爲禮科庶吉士、日記事侍上左右。上方屬意天下進士、每朝羣臣退、獨進士留被顧問、上未退不得退也。」といった記載が見え、彼も庶吉士に擢されてから、帝の左右に近侍させられていたことが窺われる。洪武年間の庶吉士は、帝の顧問役として選抜されていたのかも知れない。

- (8) 方孝孺「遜志齋集」卷十四「送王文簡序(代太史公作)」上既立太學、以育才俊士、六七年間、奇能足用之人、駢與錯出、布列乎内外爲政、咸有可稱。已而慮文學之臣未多見也。乃詔丞相・御史大夫擇弟子員質美而能文者、得三十有五人。命博士躬與講說、日程其業而歲上其功。

- (9) 『明太祖實錄』卷二十八 永樂二年二月己酉条・丁酉条 卷二十九 三月乙巳条。

(10) 『明太宗實録』卷十七 永樂元年二月己巳条。

(11) 『明太宗實録』卷二十三 永樂元年九月辛巳条。

(12) 『明太宗實録』卷二十三 永樂元年九月壬辰条。

(13) 『明太宗實録』卷二十四 永樂元年十月庚戌条。

(14) 『明太宗實録』卷二十九 永樂二年三月己酉条・卷三十二 六月己丑条。

(15) 黄瑜『雙槐歲鈔』卷三 「甲申庶吉士」は、永樂二年に庶吉士に選ばれ翰林院に入った人間の総数を百十一名とし、その姓名を列記している。若干の異同はあるものの、そこに見える人名は、『國權』の各條から確認できる庶吉士の名と一致する。なお、『雙槐歲鈔』は、この時選抜された庶吉士が、二甲出身者と三甲出身者の二等に分けられていた事実を伝える。

(16) 『翰林記』卷十八 「庶吉士題名」。

(17) 『翰林記』「庶吉士題名」にその名が見える羅亨信については、「授庶吉士、工科觀政。是夏五月、實授本科給事中、階從仕郎。」と伝える史料が存し（羅亨信「覺非集」卷十 附録「通議大夫都察院左副都御史羅公年譜」、六科で觀政していたことがわかる）。

(18) 王英『王文安公文集』卷四 「故吏部文選主事劉公士哲墓銘」。

登永樂甲申進士第、以選爲庶吉士、賜還鄉續學。尋召至京、朝廷方脩永樂大典、俾馳傳歸取吳文正公四經纂言、以備編纂。既至、授山西臨汾知縣。

右は第三甲第九十六名、江西崇仁出身の劉濬なる人物の

墓銘である。

(19) 前註参照。なお、劉濬の場合配属された衙門は不明だが、本文中に引用した『胡文穆集』「贈進士曾生還鄉序」の後文にも、「慎始視事兵部、甫三月復入翰林讀書、例賜還家」と見え、翰林院に入った庶吉士の中にも帰郷させられた者がいたことがわかる。ちなみに、一部の庶吉士は早期に給事中に擢されているが（『明太宗實録』卷三十一 永樂二年五月己未条・丙寅条）、彼等は羅亨信同様六科で觀政していた者たちだったのであろう。

(20) 周忱について、中央研究院歴史語言研究所刊行『明太宗實録』では、「進士周忱」となっており、「廣本抱本、進士作庶吉士」と校勘が為されている。ただ、『國權』永樂二年三月丁未条を見ると、文淵閣進學以前に彼が翰林院庶吉士に選ばれていたことがわかる。

(21) 徐有貞『武功集』卷三 「送伊吉士序」・倪謙卷二十二『倪文僊集』「松岡先生文集叙」など。

(22) この事実が何を意味するのか、現段階では明確にし難い。ただ、江西吉水出身である羅汝敬が庶吉士に選抜されるまでの経緯について、解縉は「及永樂甲申、予知禮部貢、得汝敬之文而進之。蒙上恩寵、擢入翰林在二十八人之列。則養蒙君之令子也。」（『文毅集』卷八 「送養蒙羅先生歸廬陵序」）と述べる。解縉は吉水出身であり、羅汝敬の父、養蒙君とは交流があった。進学者の選抜においては、解縉などの意向がはたらいていたのかも知れない。

(23) 『翰林記』卷十八 「庶吉士題名」は倪維哲について「福建

晉江人」と註を付すが、『明清進士題名碑錄索引』には同地出身の二年科進士として倪惟善という名が見える。そこで、『大明一統志』卷七十五「泉州府 人物」にあたりと、晉江県出身かつ庶吉士に選ばれた人物は、倪維哲となつており、ここでは倪維哲に従う。

(24) 中央研究院歴史語言研究所刊行『明太宗實録』は、「廣本・抱本天作添。按進士題名碑錄、袁添祿係永樂甲申進士。」と校勘しており、『翰林記』にも袁添祿と見えるので、それに従う。ただし、天一閣藏明代方志選刊『嘉靖衡州府志』卷五「選舉」には袁天祿と記されており、断定はし難い。

(25) 『明太宗實録』卷五十九 永樂四年九月壬辰条によれば、この時までに庶吉士のうち王訓・湯流・柴廣敬の三人が病卒している。

(26) 周叙『石溪周先生文集』卷六 「彭修讓先生詩集序」・魏驥「南齋先生魏文靖公摘稿」卷五 「陳祭酒文集序」・李時勉「古廉文集」卷十二附錄 「李懋時勉行狀」など。

(27) 朱普「朱一齋先生文集」卷四 「送翰林典籍羅原奎歸鄉侍發序」。

先是、内府羣書秘書監實典之。九年冬、始命移置翰林内直之署、實在奉天門之左。凡爲書數萬卷、典守者欲速、惟以名件數目相授受、至於簡編散亂、前後失次、不暇恤也。三君既供、或慨然以爲己任、日相與比次而整緝之。於是經・史・子・集區分彙列、燦然可睹既。

(28) 陳敬宗「澹然先生文集」卷六 「跋燕集圖記後」。

(29) 『明太宗實録』卷七十三 永樂五年十一月辛亥条。

(30) 南京にあつては、庶吉士教習が行われていた文淵閣と、閣臣が入直していた内閣とは別個の建物であつた。『東里續集』卷四十四「御書閣頌」には「初建内閣於奉天門内、簡任翰林之臣七人」とあるが、劉三吾「坦齋劉先生文集」卷下「戸部度支員外郎許公克謙墓碣銘」には「予日所直文淵閣正郷戸曹」と見える。

(31) 『東里文集』卷二十 「太子少保禮部尚書兼武英殿大學士贈榮祿大夫少保諡文靖金公墓誌銘」。

太宗皇帝初臨閣、注意文學士、改翰林檢討。居無幾、簡翰林之臣七人處之内閣、付以密務、而兩制悉歸焉。

(32) 『東里續集』卷三十七 「宣郎中墓誌銘」。

宣彦初、諱嗣宗、蘇之嘉定人。永樂三年、詔郡縣舉楷書士、蘇舉彦初。既至、奉命從中書舍人書詒勅。無幾、簡從事翰林、諸學士皆重之。

(33) 『東里文集』卷三十七 「故奉議大夫禮部儀制郎中廬君墓誌銘」・「抑菴文後集」卷九 「贈解禎期詩序」・同書卷十五「送許舍人序」・同書卷十一 「贈蔣郎中致仕序」・「胡文穆集」卷十四 「中書舍人王孟端墓表」。

(34) 金幼孜「金文靖集」卷七 「送劉長謙赴廣東參議詩序」は、永樂期中書舍人に擢された劉長謙の執務の様子について、「每詰詞既下、必謹率同寮相與參稽離校、然後正襟端席、而精書之。」と記し、制詰が中書舍人のもとで校訂を経て清書されていた様相を伝える。能書者たちは、当初このような清書作業に関与させられていたのであろう。

(35) 明代における内制・外制の区別については、『翰林記』卷十

一 「知制誥」に詳しい。

- (36) 『明太宗實錄』卷百二十六 永樂十年三月丁未条・戊申条。
 なお、「抑菴文後集」卷十一 「贈蔣郎中致仕序」には、「庭
 暉自中書舍人三遷至禮部郎中兼翰林侍書、食正四品祿、然專
 執筆在翰林」とあり、この時中書舍人に任じられた者の中に
 は以後も長らく制勅の作成に従事し続ける者もいた。

- (37) 『東里文集』卷十四 「詹事府少詹事兼翰林侍讀學士贈嘉
 議大夫禮部左侍郎曾公墓銘」。

上時召試、子啓迅筆千百言立就、不費思索、而理致文采皆到。
 其苦心思索者有不能及。上屢舉書畫隱僻事、以驗所學、靡不
 悉對。以是深見獎重、遂名聞天下。

- (38) 王紱『王舍人詩集』附錄「故中書舍人孟端王公行狀」。
 永樂初、聖天子務隆養賢之道、詔求天下文章之士洎善書者各
 二十八人、登文淵閣、以被選。

- (39) 『胡文穆集』卷十四 「中書舍人王孟端墓表」。

聖天子即位之初、詔求善書者、侍從之臣首以孟端爲薦、命習
 書中秘。集天下能書者十餘人、日臨法帖、必求至古人乃已。

- (40) 尹直『審齋瑣錄』卷一 「翰林故事」には、「永樂初、選
 翰林文學之臣六七十人、直文淵閣、參典機務、詔冊制誥皆屬之、
 而謄副繕正、則中書分直更入、事竣輒出。」と見える。蔣暉
 が関与したのも、制誥などの謄写・校正といった作業だった
 と考えられる。

- (41) 『明太宗實錄』卷二十一 永樂元年七月丙子条。

- (42) 『明太宗實錄』卷三十六 永樂二年十一月丁巳条。

- (43) 『明太宗實錄』卷七十三 永樂五年十一月乙丑条。

- (44) 大典編纂に参与した人物については、郭伯恭「永樂大典
 考」(商務印書館 一九三八年 後、張昇編「永樂大典研究
 資料輯刊」北京圖書館出版社 二〇〇五年に収録)、及び王
 重民「永樂大典纂修人考」(『文史』第四輯 一九六三年)・
 朱鴻林「永樂大典纂修人考補」(『故宮學術季刊』第五卷第二
 卷 一九八八年)に詳しい。

- (45) 周應賓『舊京詞林志』卷三 「庶吉士」。
 (46) 前註(44)に提示した郭氏らの論考中に、かかる事実を確
 認し得る史料が列挙されている。

- (47) 『東里文集』卷十四 「曾公墓銘」・「抑菴文後集」卷三十
 三 「侍讀余公墓誌銘」。

- (48) 註(42)参照。

- (49) 『明宣宗實錄』卷五十九 宣德四年十月戊寅条・「文敏集」
 卷十二 「蘭門別意圖序」・「抑菴文後集」卷二十四 「參政
 孫公神道碑」・卷二十五 「主事歐陽君墓表」・同卷 「知縣
 俞公墓表」・卷三十四 「陳參政傳」など。

- (50) 前註(29)参照。

- (51) 『明太宗實錄』卷百六十八 永樂十三年九月戊申条。

- (52) 『明太宗實錄』卷百二十一 永樂九年十一月丙子条。

- (53) 『明太宗實錄』卷百二十三 永樂九年閏十二月己未条。

- (54) 『明太宗實錄』卷百二十六 永樂十年三月癸巳条。

- (55) 『明太宗實錄』卷百二十七 永樂十年四月辛巳条。

- (56) 永樂四年科の庶吉士である孫迪について、王洪「毅齋集」
 卷八 「禮部員外郎孫君墓誌銘」は、「由是選任翰林庶吉士、
 不數月用薦者超擢禮部精膳員外郎。」と伝える。推薦を蒙っ

ているとは言え、後進には、刑部主事に任じられることにな
る二年科庶吉士よりも、早期に初任を果たす者がいた。

(57) 『明太宗實録』卷二百 永樂十六年五月辛未条。

(58) 永樂十六年に、『天下郡縣志書』の纂修が命じられ、各郡
県から志書が採集される(『明太宗實録』卷二百一 永樂十
六年六月乙酉条)。「北京志書」は、そのうち北京地方の志書
をまとめた部分であろう。

(59) 『明太宗實録』卷百五十八 永樂十二年十一月甲寅条・卷
百六十八 十三年九月己酉条。

(60) 『明太宗實録』卷八十八 永樂七年二月壬午条。

(61) 文淵閣に進んだ者のうち、史料上確認し得る永樂七年時
の北京巡狩に従った者は、すでに任官していた者も含めて、
曾榮(『東里文集』卷十四「曾公墓誌銘」)・周述(『國朝獻徵
録』卷十九「左庶子周公述傳」)・彭汝器・王英(『南齋先生
魏文靖公摘稿』卷三「故王公墓誌銘」)・羅汝敬(『王文安公
文集』卷五「故通議大夫工部右侍郎羅公墓碑銘」)・李時勉
(『古廉文集』卷十二附録「行狀」)らである。

(62) 黄佐『南廬志』卷九「謨訓考」上篇「學規本末」に収録
されている、洪武三十年に制定された国子監の学規には、
「一、三日一次背書、每次須讀大誥一百字・本經一百字・四
書一百字、不但熟記文詞、務要通曉義理。若背誦講解、全不
通者、痛決十下。」とある。「背誦」とは、学習した書籍の内
容について暗唱させられることである。

(63) 註(37)参照。

(64) 林慶彰「『五經大全』之修纂及其相關問題探究」(『中國文

哲研究集刊』創刊号 一九九一年)。

(65) 『明太宗實録』卷百八十六 永樂十五年三月乙未条。

(66) 毛佩琦・李焯然『明成祖史論』思想編「一、儒道論」(文
津出版社 一九九四年)。

(67) 尹昌隆『尹訥菴先生遺稿』卷六「贅菴先生行狀」。

(洪武)甲戌之歲、天子做石渠故事、召天下名儒二十有二人、
考校經書。先生實與其列、留翰林。凡兩閱月、屢承顧問、恩
遇甚隆。

なお、贅菴先生とは、江西泰和の蕭尚なる人物で、洪武五年
に郷試をとり、会試を免ぜられ給事中を授けられるも、官
を辞して帰郷した、という経歴の持ち主である。

(68) 『遜志齋集』卷二十一「侍讀唐君墓誌銘」。

會天子即位之三載、詔翰林侍從之臣集數千載經史中事爲書、
以考治亂爲鑑戒。命舉優通文學士、孝孺與二三儒臣首以君
薦。上亦雅知其名、且謂「曹公(李景隆)之客必賢也。」趣
召至殿庭、即拜侍讀、賜以冠帶、俾與孝孺俱領脩書事、且同
以前漢書進讀。